

倫理規則に規定する処分に関する基準

第1章 総則

(目的)

第1条 この基準は、公益社団法人日本ボクシング連盟（以下「日連」という。）倫理規則第8条の規定により、同規則第6条第1項に該当する役員、連盟行事関係者及び選手に対する処分に関する手続き及び内容について定める。

(適用範囲)

第2条 この基準は、倫理規則第2条に規定する日連の役員、連盟行事関係者及び選手に対して適用する。

第2章 処分の手続き

(処分の手続き)

第3条 処分の対象となる事案又は対象のおそれのある事案（以下「当該事案」という。）に係る処分の手続きについては、次のとおりとする。

- (1) 倫理・資格審査委員会は、当該事案が発生したときは、当該事案の原因となった者（以下「当該者」という。）に対し、調査を行うものとする。
- (2) 倫理・資格審査委員会は、前号の調査に基づき審議し、当該事案が処分の対象となると判断したときは当該者に対する処分案を作成し理事会へ報告する。
- (3) 倫理・資格審査委員会での審議においては、原則として、処分案を当該者に提示し、弁明の機会を設けることとする。ただし、提示した処分案に対し当該者の同意がある場合又は当該者が弁明の機会を拒否若しくは無断欠席した場合は、この限りでない。

(処分の決定)

第4条 次条に定める処分は、前条の手続きを経て次のとおり決定する。但し、利害関係を有する倫理・資格審査委員会委員、理事、正会員は、処分の決定に加わることはできないものとする。

- (1) 嚴重注意、戒告及び謹慎処分（資格停止）は、理事会出席理事の過半数の同意により決定する。
- (2) 除名は、理事会出席理事の3分の2以上の同意及び総会総議決権の3分の2以上の同意により決定する。

第3章 処分の種類及び内容

(処分の種類及び内容)

第5条 処分の種類及び内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 嚴重注意
口頭又は書面により、是正、改善を求める。
- (2) 戒告
書面により、是正、改善並びに改善計画書の提出を求める。
- (3) 謹慎処分（資格停止）
書面での通知をもって、一定期間、役員、連盟行事関係者及び選手としての権利等を停止する。
なお、謹慎処分（資格停止）の具体例は次のとおりとする。
 - ア 事業
 - (イ) 日連各種事業への参画及び代表選手としての出場停止
日連主催共催行事等への出場停止
 - (ロ) 加盟団体および地方ブロック連盟が主催、共催する事業への参画及び競技会への出場停止
 - ア 事業 (イ)に掲出する行事の地方ブロック大会及び都道府県予選競技会への出場停止
- (4) 除名
書面での通知をもって、当該者を日連および加盟団体から除名する。

第4章

(不服申立)

第6条 倫理規則第7条の規定により、当該者が日連の決定した処分に不服があるときは、日連及び当該者は公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の定める手続きにより解決するように努めるものとする。

第5章 その他

(その他)

第7条 この基準に定める事項以外の事項については、別途倫理・資格審査委員会で協議の上、理事会において決定する。

(基準の改廃)

第8条 この基準の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この基準は、令和4年10月2日から施行する。

この基準は、令和4年12月21日から施行する。

この基準は、令和5年6月3日から施行する。